

中東情勢を踏まえた燃料油・石油製品の安定供給確保及び 重要物資の安定的な供給確保のための対応方針（案）

令和8年 4月10日

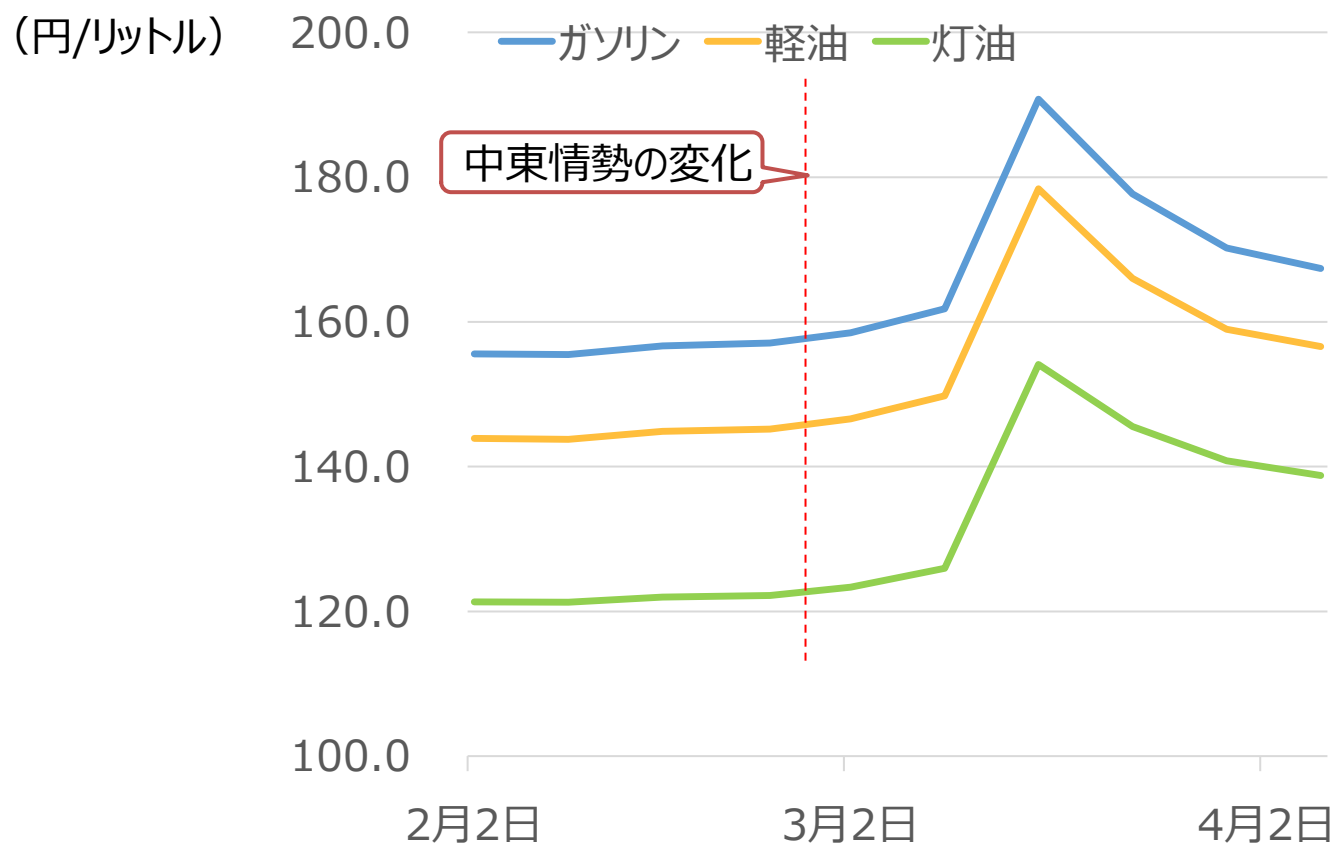
経済産業省

中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォース

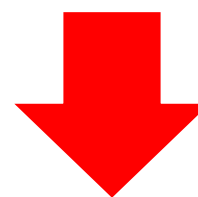
1. 緊急的な激変緩和措置について

- 緊急的な激変緩和措置を3月19日（木）から実施。
- ガソリン小売価格を全国平均で1リッター当たり170円程度に抑制するための補助を実施。
軽油、灯油、重油はガソリンと同額、航空機燃料はその4割を補助。
- これにより、制度開始前の16日（月）に190.8円であったガソリンの全国平均小売価格は、170円程度、軽油、灯油もそれぞれ157円程度、139円程度の水準に低下。

ガソリン/軽油/灯油 全国平均価格推移



3月16日（月）
ガソリン 190.8円
軽油 178.4円
灯油 154.1円



ガソリン 170円程度
軽油 157円程度
灯油 139円程度
の水準

2. 原油の代替調達の見通し

- ホルムズ海峡の代替ルートでの調達に最大限注力。
- 中東や米国等からの調達で、現時点で、4月に前年実績比で2割以上、5月には過半の代替調達に目途。特に、米国からは、5月に前年比4倍まで調達を拡大。
- 代替調達率を更に引き上げるべく、産油国への働きかけなど官民連携した取組を強化。

原油の代替調達の見通し



(注1) 4月6日時点。契約手続きが未了分を含む。原油タンカーの配船・運航状況等により、遅れが生じれば日本着が後ろ倒しになるため、月ごとの調達量には変動が生じうる。

(注2) 上記表示以外の詳細な国名やルートについては、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表としている。

【参考】 国際連携の推進

(1) 産油国への働きかけ

① サウジアラビア アブドルアジーズ・エネルギー大臣とのオンライン会談（4月1日）

- ・ 事態発生直後の3月4日に続き2回目の会談。
- ・ 二国間のエネルギー協力について意見交換を実施。

② UAE ジャーベル・ADNOC Group CEO 兼 産業・先端技術大臣 兼 日本担当特使とのオンライン会談（4月2日）

- ・ 事態発生直後の3月5日に続き2回目の会談。
- ・ 赤澤大臣から、イランからの攻撃による被害にお見舞いを伝えるとともに、両国間の共同備蓄の活用について謝意を表明。また、日本向けの原油の円滑な積み出しなど、エネルギーの安定供給に向けた協力を要請。



③ オマーン ウーフィー・エネルギー・鉱物資源大臣（4月9日）

- ・ 今回、事態発生後に初めて会談。
- ・ 赤澤大臣から、イランからの攻撃による被害にお見舞いを伝えるとともに、原油・LNGの安定供給に加え、石油製品の供給拡大を要請。

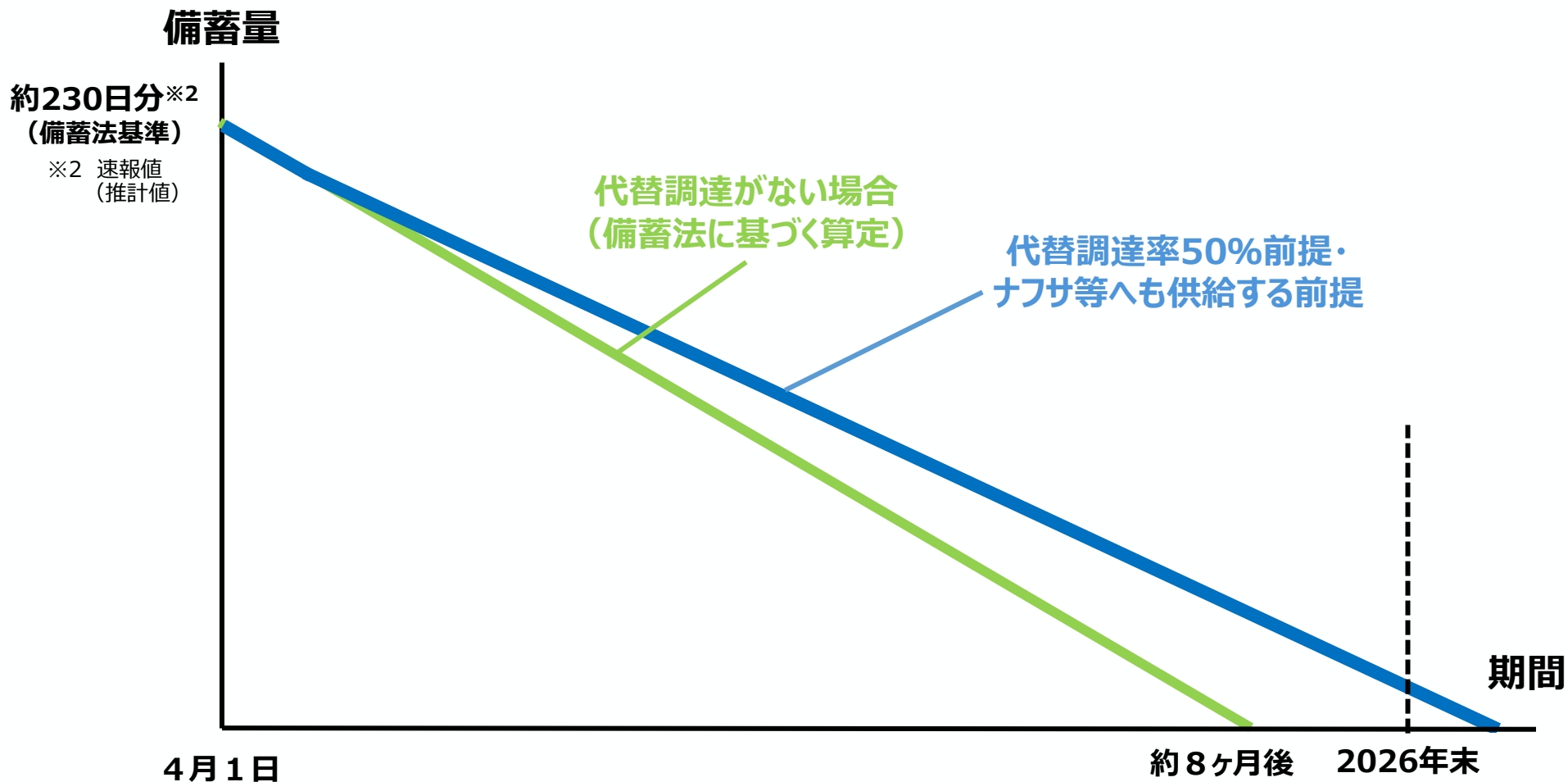
(2) アジアとの連携

- ・ 海外各国からの支援要請に対して、外国からの調達への協力など個別に対応。協力国からは現地日系企業の操業継続に寄与するものとして感謝が示された。

3. 石油の需給見通し

- 原油の代替調達の結果、備蓄放出量を抑えつつ、年を越えて、石油^{※1}の供給を確保できる目途がついたところ。

※1:ナフサを含め、燃料油以外の用途にも供給を継続する前提



4. 国家備蓄原油の放出（第二弾）

- 5月上旬以降、新たに、国家備蓄原油を約20日分※放出。代替調達の進展により、放出日数を抑制。民間備蓄義務量（55日分）は維持。

※代替調達率は、輸送上のリスクが顕在化しても備蓄放出で対応できるよう、保守的に4割と設定。

- ナフサを含め、燃料油以外の用途にも供給を継続し、安定供給に万全を期す。

備蓄放出のスケジュール

3/11（水）

➤ 総理による備蓄放出方針の発表

- 国家備蓄原油の30日分の放出
- 民間備蓄原油の15日分の放出
- 産油国共同備蓄の放出

3/16（月）

➤ 民間備蓄原油の放出を開始（15日分）

➤ 国家備蓄放出の決定

3/26（木）

➤ 国家備蓄原油の第一弾放出開始（30日分）

➤ 産油国共同備蓄の放出開始（約6日分）

5月上旬～

➤ 国家備蓄原油の第二弾放出開始（約20日分）

※ 日数はいずれも備蓄法基準。燃料油が算定の対象であり、ナフサ等への供給分は算定に含まない（IEAの考え方と同様）。

5月の調達見込み

国家備蓄放出
約20日分※

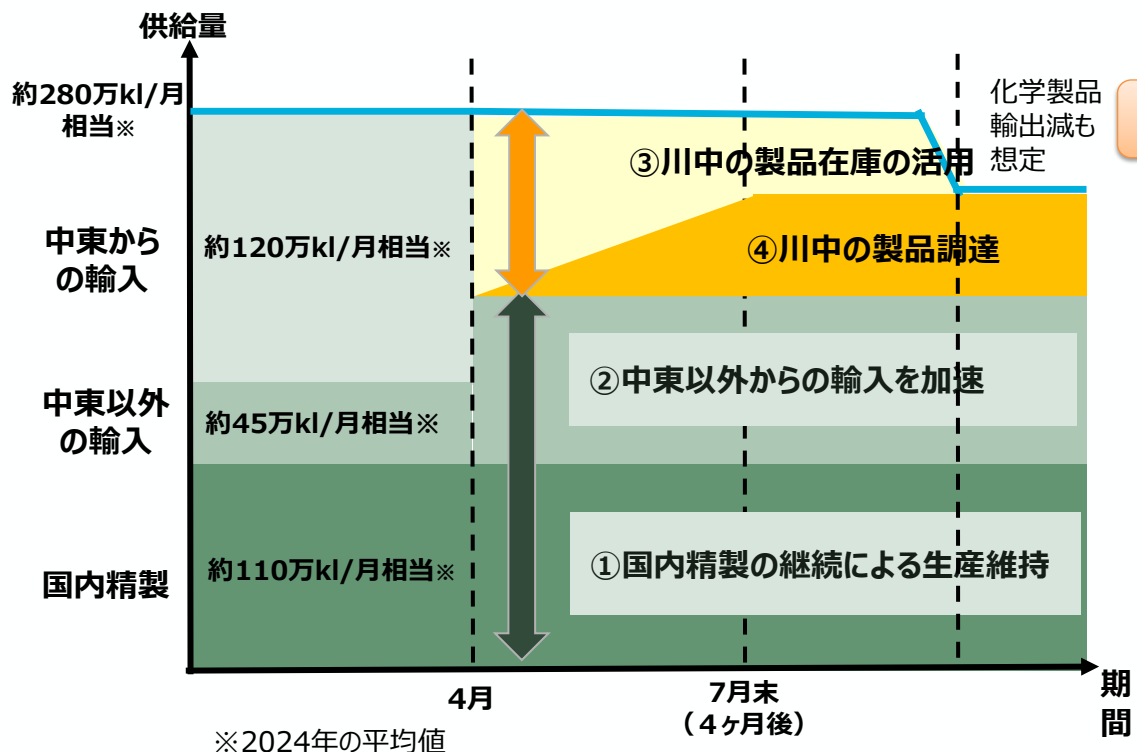
+

代替調達

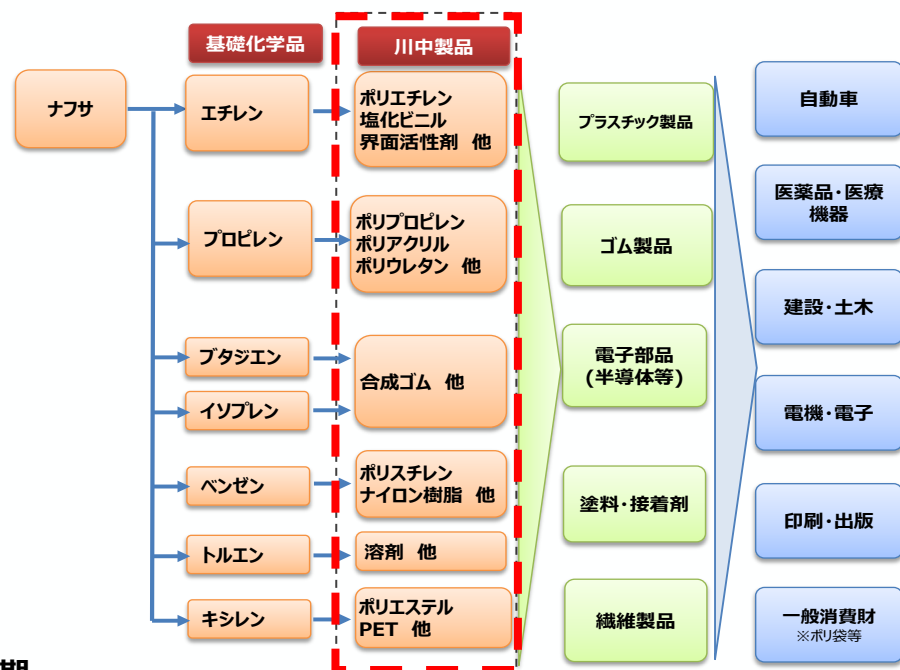
5. ナフサ由来の化学製品の需給見通し

- 既に調達済みの輸入ナフサと国内での精製との2ヶ月分と、川中製品の在庫2ヶ月分（ナフサ精製が仮にゼロであっても需要を満たす供給ができる期間）で、少なくとも国内需要4ヶ月分を確保。
- 足下では、①原料のナフサの国内精製の継続（約110万kl/月相当）に加え、②中東以外からの輸入を加速（約45→90万kl/月）。これにより、③川中製品在庫（2ヶ月分）の取り崩し量は減り、在庫を活用できる期間を半年以上に延伸。
- さらに、④川中製品について、世界から新たな調達を強化。

化学製品の供給見通し（ナフサ相当ベース）



川中の製品在庫（2ヶ月分）



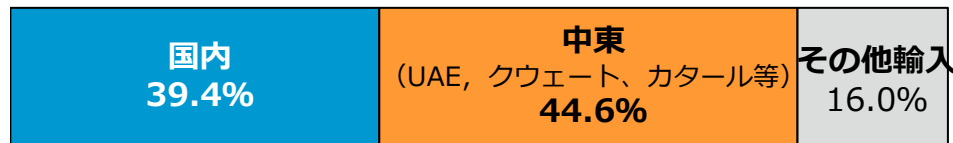
※各川中製品によって製品在庫の期間は異なるため、各川中製品の供給状況を注視の上、製品調達等も検討。

6. ナフサ・化学製品の世界市場、代替調達先等

- 日本のナフサの調達先は、中東4割・国産4割・その他地域2割である一方、世界生産に占める中東の割合は2割以下。米国や中南米等からの代替調達を加速。
- ナフサ由来の主な川中製品（ナフサから作られる中間段階の化学製品）で、プラスチックの原料となるポリエチレンは、国内生産割合が7割超だが、世界から新たな調達を強化。

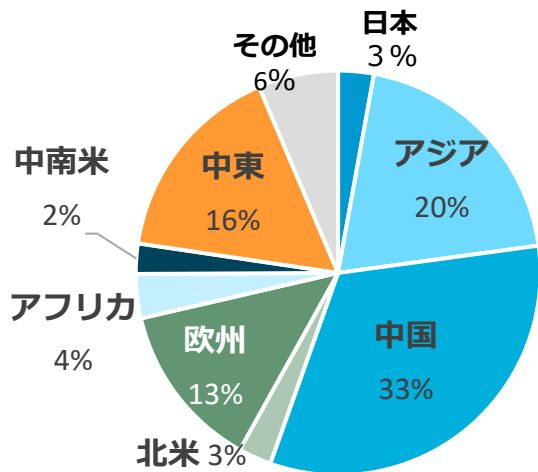
ナフサ

調達元シェア (2024年)



世界生産シェア (2023年)

世界生産：約3.3億t (約4.9億kl)



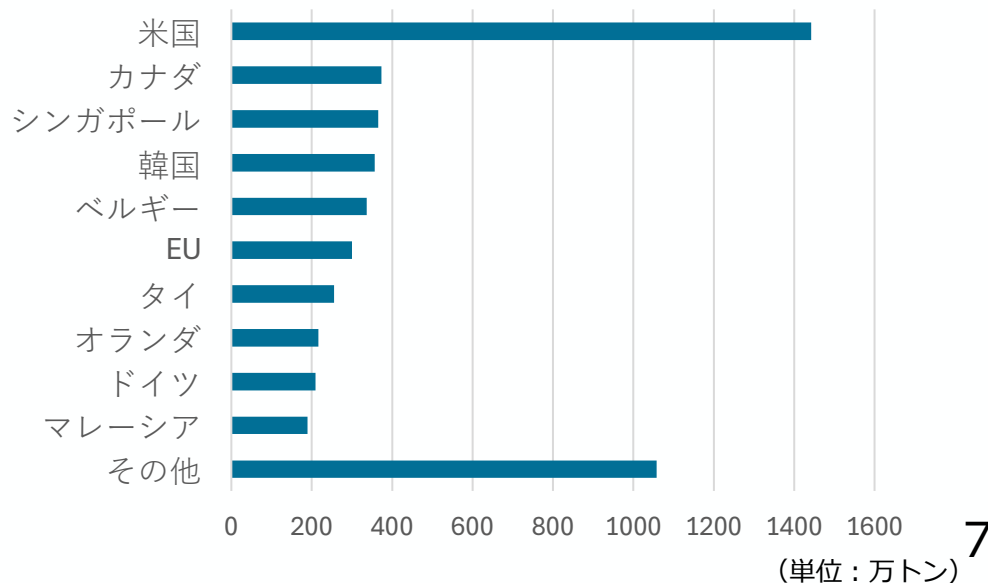
代替調達として、米国・中南米等からの輸入量を倍増 (約90万kl/月相当)

川中製品 (ポリエチレン)

調達元シェア (2024年) (国内流通量：約194万t/年) その他 3%



ポリエチレンの世界の輸出国 (2024年)



7. 石油の流通円滑化対策の強化

- 日本全体の石油供給は足りているが、流通段階で目詰まりが発生しているため、対策を一層強化。
 - ① 政府の重要物資タスクフォースの要請に基づき、重要施設向けには元売から直接販売。
 - ② 元売から卸事業者向け販売は、系列・非系列にかかわらず、前年同月比同量を基本とするよう、大手元売事業者に要請。加えて、大手卸売事業者にも、これに準じた要請を実施。

石油の流通円滑化対策

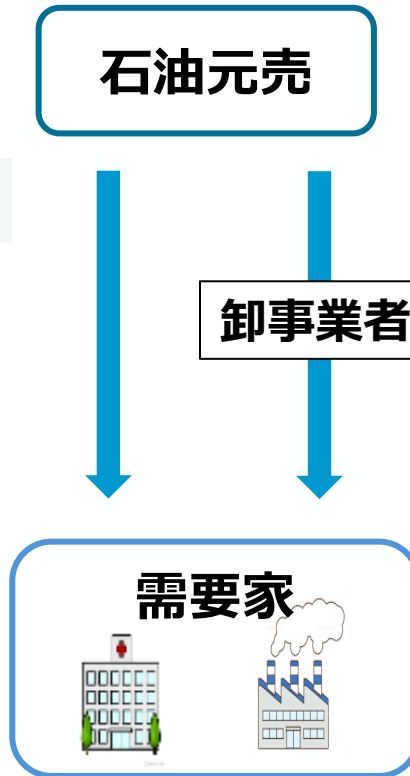
① 直接販売ルート新設

- 政府のタスクフォースが認めた重要施設（医療・交通・公共サービス・農業・水産業・畜産業・重要物資の製造業等）向けは元売が直売

石油元売

卸事業者

需要家



② 流通段階の対策強化

- 前年同月比で同量の販売が基本

8. 燃料や化学製品の供給の偏り・流通の円滑化等への対応状況①

3月14日(土)から、経済産業省で、情報提供を受付開始。寄せられる情報や関係省庁からの供給要請を踏まえ、石油会社や石油製品会社等と調整し、流通経路を開拓。

◎多様な窓口からの要請に基づく燃料の供給確保

○医療関係

新生児医療用カテーテル カテーテルの滅菌工程に必要なボイラー用A重油の供給不足

注射針、採血管 注射針や採血管の滅菌工程等に必要なボイラー用A重油の供給不足

→ 厚労省と経産省が連携し、石油の元売り事業者と調整の上、当面必要な重油の供給を確保

○九州地方のバス事業

・路線バス用の軽油の不足。

→ 国交省と経産省が連携し、石油の元売り事業者と調整の上、当面必要な軽油の供給を確保

○酸化エチレンガス

・医療用器具等の滅菌に必要な酸化エチレンガスの供給不安

→ 厚労省と経産省連携し、石油化学企業等と調整・事実関係を確認の上、当面必要な酸化エチレンの供給を確保

◎対応を進めている事例

○シンナー

・塗料製造に必要な塗料用シンナーへの供給不安。

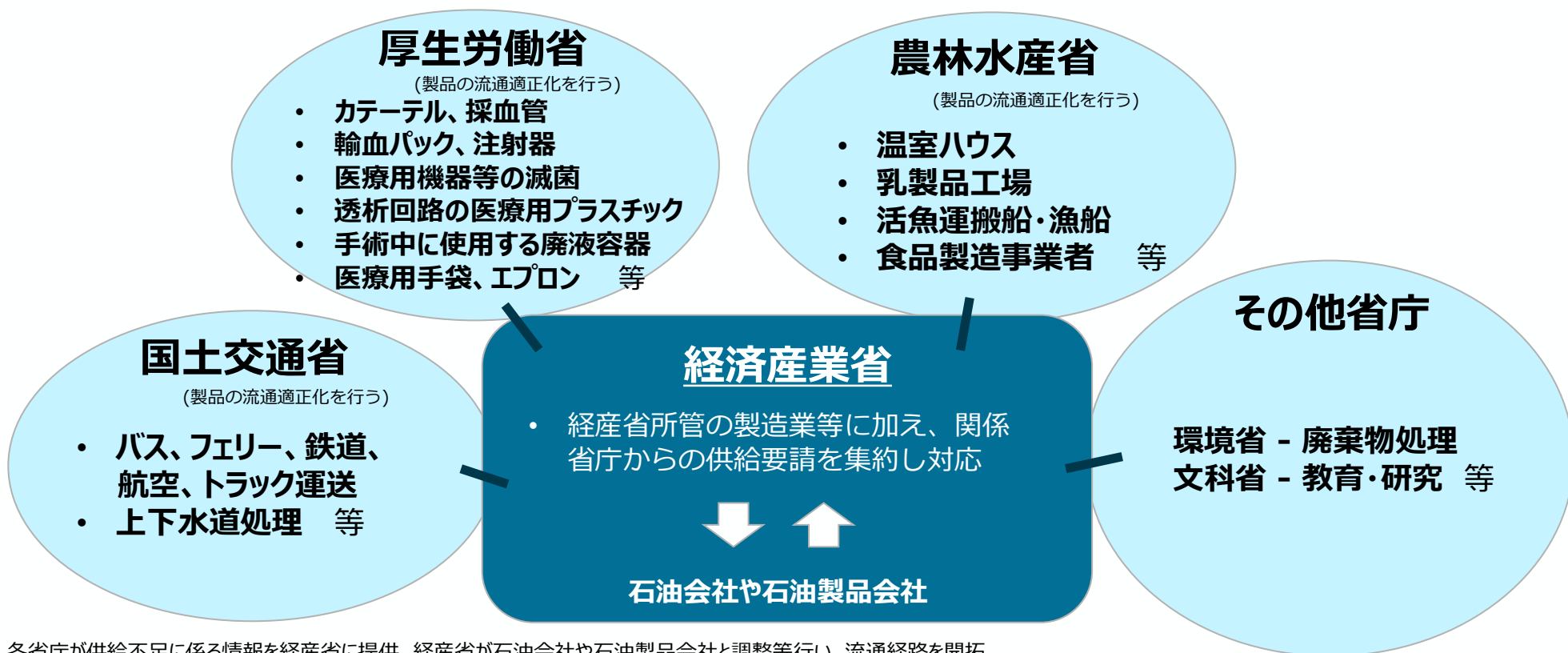
→ 川上側の石油化学企業は、シンナー原料の国内供給を継続中。したがって、川中の目詰まり箇所を特定すべく、シンナーの不足があった事業者に個別に電話・メールで問い合わせ、サプライチェーンを遡りながら状況を確認。その結果、目詰まり箇所を特定しつつある。なお、一部の製造業では、そうした目詰まり箇所を特定の上、実際に供給が確保できた事例あり。

9. 燃料や化学製品の供給の偏り・流通の円滑化等への対応状況②

- 3月26日、赤澤経済産業大臣が、石油連盟、全国石油商業組合連合会、石油化学工業協会、日本貿易会の代表者と会談した際に、自社の系列かどうかを問わず、新規の取引先も含め、安定供給を行うよう要請
- 3月30日付けで、経済産業省から石油関連製品事業者に対し、ナフサをはじめとする石油関連製品について、医療用途等のサプライチェーンに留意しつつ、安定供給を実施するよう要請
- 4月3日付で、経済産業省から溶剤等関係事業者に対し、トルエン等を原料とするシンナーを含む溶剤等について、医療をはじめ国民生活に支障が生じることがないように配慮し、安定供給を実施するよう要請
- 4月8日付で、国土交通省から建設業者団体に対し、建設資材の溶剤等の安定的な調達に関する取組への協力を周知・依頼
- 4月9日付けで、資源エネルギー庁から石油元売会社に対し、重要物資タスクフォースの要請に基づき、①重要施設と認められた最終需要家に対し、直接販売すること、②普段契約している燃料販売店から必要量が確保できない場合、前年同月比同量を基本として販売するよう要請
- 4月9日付けで、資源エネルギー庁から大手卸売事業者に対し、上記の要請の趣旨も踏まえ、可能な限り前年同月比同量として供給するよう要請

10. 供給支援に向けた関係省庁との体制構築

- 国民の皆様の命と暮らしを守るという観点から、高市総理の指示を踏まえ、工業のみならず農業、医療等に関係するものも含むサプライチェーン全体について対応方針を取りまとめる。
- 人命に関わるものを最優先に、ひとつひとつ迅速かつ丁寧に解決につなげていく。



※ 各省庁が供給不足に係る情報を経産省に提供。経産省が石油会社や石油製品会社と調整等を行い、流通経路を開拓。

対応方針（案）

1. 川中製品も含めた代替調達への推進

- 原油については、引き続きホルムズ海峡以外の代替調達に最大限注力する。
- ナフサ等の石油関連製品についても、引き続き、米国やアルジェリア、ペルー等の代替調達に注力するとともに、川中製品（ナフサから作られる中間段階の化学製品）の代替調達を強化。

2. 十分に行き渡っていない事案の解消

- 情報提供窓口や関係省庁に寄せられる、重油や軽油、酸化工チレンやシンナー等の化学製品等の個々の供給要請を踏まえ、関係省庁が連携し、事実関係の確認や調整を進めて流通経路の開拓に注力する。